

○配置販売品目としての内服液剤の取扱いについて

(昭和三十七年五月二二日)

(三七薬第六六五号)

(厚生省薬務局長あて神奈川県副知事照会)

このたび管下医薬品配置販売業者から左記医薬品を取扱いたいとの申請がありましたが、配置販売品目としての適否について至急貴局の御意見を承りたく照会します。

記

- 1 強力ファイト内服液B
- 2 強力キュキュ内服液
- 3 済婦内服液

以上いずれも株式会社広貴堂の製造にかかるものである。

(昭和三十七年八月一七日 薬発第五一八号)

(神奈川県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十七年五月二十二日三七薬第六六五号をもって照会のあつた件に関しては、昭和三十六年厚生省告示第十六号「配置販売品目指定基準」によつて処理すべきであることは、いうまでもないが、具体的処分に際しては更に左記の点について留意されたい。

記

当該品目が前記「配置販売品目指定基準」に適合するにしてもそれが配置されてから、消費されるまでの間一般家庭で長期にわたり貯蔵保管されるため、使用時における当該医薬品の品質を正常に確保することが期待できないおそれも多分にありうる点を考慮して、その直接の容器又は被包に具体的な製造年月日を記載することにより、当該医薬品が不当に長期間保存され、品質をそこなつたものを服用することを防止できる措置並びに分服服用することができないように、その内容を一回分一容器に収めたものであつて、開封後再保存することのないようにする措置が十分に講ぜられているものについてのみ認めてもさしつかえない。